

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

愛媛県国民健康保険団体連合会規約（昭和三十四年三月二十六日制定）の一部を次のとおり改正する。

附則第5項に見出しどとして「（一部負担金等の軽減措置に係る事業）」を付し、同項の次に次の二項を加える。

（介護従事者待遇改善に関する事務）

6 この連合会は、当分の間、第六条各項及び前項に掲げる事業のほか、平成二十一年三月十三日保発第〇三一三〇〇六号厚生労働省保険局長別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者待遇改善基金管理運営要領」による国保介護従事者待遇改善基金の管理運営に関する事務を行う。

附 則

1 この規約は平成二十一年三月二十七日から施行する。ただし附則第六項を加える改正は公布の日から施行する。